

二級・木造建築士各種手続きの郵送による申請受付等について

申請受付について

■郵送にて申請する場合の必要書類等

- ・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続きのページをご確認ください。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
- ・希望する方には申請受付書（申請書類お預かり書）を送付いたします。送付先を記入して 84 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

■郵送にて申請する場合の送付方法

- ・必ずレターパックプラス（レターパックライトは不可）又は、簡易書留で郵送してください。

免許交付について

■郵送にて免許を交付する場合の送付方法

- ・レターパックプラスを使用して送付いたします。

郵送による免許交付を希望される場合は、免許受取可能な送付先（住所、氏名、電話番号）を記入したレターパックプラスを同封してください。窓口にて申請される方は、免許受取可能な送付先（住所、氏名、電話番号）を記入したレターパックプラスを提出してください。（二つ折り可）

■旧免許の返却について

- ・新規申請と再交付申請（亡失）以外は、既存の免許の返却が必要になります。

【窓口による交付の場合】

免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知いたします。交付通知ハガキ、印鑑、旧免許をご持参いただき岐阜県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知いたしますので、お手元にある旧免許を岐阜県建築士会に郵送してください。到着次第、新しい免許証明書を発送いたします。

※郵送料は申請者のご負担となります。

※未着等のトラブルには当会では一切の責任を負いません。